

女川原発の再稼働は許されない!!



くまがい義彦の 県議会報告

第50号
令和2年4月

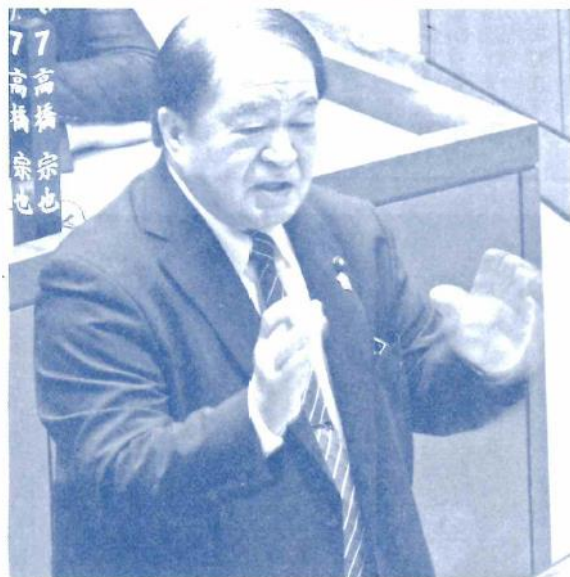
《連絡先》
栗原市築館薬師台4-10
電話 080-5568-2696
FAX 0228-22-8218

2月定例会県議会報告

宿泊税創設条例は撤回 新型コロナウイルス対策へも予算充当

2月定例会県議会は2月12日召集され、3月17日までの35日間開かれました。今議会はいくつもの重要課題が提起され、活発な議論が展開されるとともに村井知事の県政運営手法が問われる議会にもなりました。

新型コロナウイルス対策もあり同一会期中に2019年度予算に関する異例な3回の補正予算と2020年度当初予算が提案されました。当初予算は昨年の台風19号関連の災害復旧経費が含まれたこともあり一般会計で1兆1,336億円と前年比で8年ぶりに増加しました。条例議案では県民の中に大きな議論を呼んだ宿泊税創設や仙台港背後地土地区画整理事業の廃止などが提案されるとともに、東日本大震災関連の工事請負契約、包括外部監査契約などが提案されました。



宿泊税創設では県内各地の宿泊業者から大きな反対の声が上がりました。温泉などでは既に入湯税、消費税の徴収が行われていてそれに宿泊税が加われば三重の課税となつて理解が得られないこと、都市部の宿泊専門ホテルなどは薄利多売で運営しており宿泊税は事業継続を危うくする、1000円、2000円の価格差で競争している中で3000円の宿泊税では他県に客が流れるなどの指摘が相次ぎました。

本会議代表質問や一般質問でも20人中13人が取り上げ、今議会の大きな争点となりました。その後新型コロナウイルスの感染拡大と政府による学校の一時休業要請により宿泊キャンセルが相次ぎ宿泊事業をめぐる環境が深刻度を増していく中で村井知事は「新型コロナウイルスによる影響を食い止めることが先決」として宿泊税創設条例案を取り下げました。

又、2月定例会中の2月27日に国の原子力規制委員会は女川原発2号機の審査書を決定し、新規制基準に「合格」としました。3月2日には資源エネルギー庁の高橋長官が村井知事に面会し、女川原発2号機再稼働へ「地元同意」の要請を行いました。今後知事が原発立地の石巻市、女川町や30kmにかかる5自治体の意向を確認し、最終的には村井知事の同意の可否が焦点になります。このような動きの中で「脱原発宮城県議の会」が中心となり女川原発2号機の再稼働の是非を問う県民投票条例を議員提案しました。それに対して自民党会派は「直前まで詳しい説明が無かった」ことが問題だとして、本会議に向けた議会運営委員会と同条例を提案理由説明、質疑、委員会付託を省略して即時採決することを提案し、賛成多数で可決しました。翌3月3日の本会議では条例案の提案理由説明さえもされないまま賛成少数で否決となりました。規則にのっとり提案した議員提案条例の説明さえさせないというのは数に頼った力づくの議会運営と言わなければなりません。

県立美術館の建て替え問題も大きな関心を集めました。2年前に専門家会議での検討によって現在の県立美術館をリニューアルして使用する方向が確認されていました。それにもかかわらず、今年に入ってから突然に県民会館との複合施設として移転・建て替え方針が浮上しました。その検討には美術関係者が入っておらず、複合施設化で国の補助金を使えるというのが理由となっていました。現在の県美術館は日本近代建築を確立したと言われる前川國男の作品で、広瀬川、青葉山の地形を取り入れた優れた作品と評価されています。建物自体の劣化は少なく「あと60年は持つ」との評価があります。何故移転しなければならないのか十分

な説明はありません。県議会本会議でも多くの議員がこの問題を取り上げ、現在の県美術館の存続を求めました。村井知事は県議会の議論や世論の大きさから「複合施設として移転」を決定事項ではなく「検討事項」に後退させました。しかし移転複合施設化が断念されたわけではないことから引き続き注視していくことが必要です。

昨年11月県議会で企業局設置条例が改正され、みやぎ型管理運営方式を導入する条例上の根拠ができ、今議会開会中に県営水道3事業を一体化して特定目的会社に20年間の運営権を売却するみやぎ型管理運営方式の募集要項が発表され、3月13日から募集が開始されました。これまで市町村水道事業の広域化との関係、県職員の技術継承、管理運営の透明性など同方式にはいくつもの問題があると指摘してきました。いまだにこれらの問題はクリアされていません。今後応募する企業グループと県は「競争的対話」を行って優先交渉権者を決定し、契約に至ることを想定しています。しかしその間の交渉内容は「企業秘密」として情報公開されない可能性が高く、県議会、県民がチェックできないまま契約となりかねません。今後もしっかり議論していくことが必要です。

原発・放射能問題等について

問1 女川原発における特定重大事故を想定した施設の設置計画について、1号機から3号機までのそれぞれの想定内容と併せてどうか。

答 国は、特定重大事故等対処施設について、発電所本体の詳細な設備の仕様が確定しなければ、本格的な審査ができないとしております。東北電力から女川原子力発電所2号機については、適合性審査の状況を踏まえながら、施設の概要や基本設計を検討している

問2 特定重大事故対策施設の工事期間中における原発稼働についてどうか。また、工事終了後に再稼働申請を行うべきと思うかどうか。

答 テロ等による重大事故への対策については、新規制基準により、移動式の

冷却設備等、「重大事故等対処施設」の配備が求められております。

「特定重大事故等対処施設」は、こうした対策を講じた上で、その信頼性を更に向上させるため、重層的に整備されるものであり、原子力発電所本体の工事計画認可から5年間は、設置が猶予されております。この猶予されている間は、工期間中であっても、原子力発電所の稼働が認められていると認識しております。

問3 ALPS処理水の国の取扱いについて、海洋放出や水蒸気放出等に絞られ、現実的な陸上保管案が検討されていないが、県の対応方針はどうか。

答 国の小委員会においては、放射能の影響の程度や技術的な実績から、海洋放出と水蒸気放出の2種類の処理方法に絞り込んだものと承知しております。県ではALPS処理水の取扱いについて、丁寧かつ慎重な検討や、地元関係者等に対する分かりやすい情報提供を国及び東京電力に要望してまいりました。今

後も、東京電力に対しては、現地調査等の機会を捉え、必要な要請を行うとともに、国に対しては、風評被害対策を含め、しっかりとした対応を求めてまいります。

問4 使用済核燃料と高レベル放射性廃棄物の最終処分については、原子力発電所の再稼働と併せて国が主体となるべき問題と認識しております。

答 使用済核燃料対策及び高レベル放射性廃棄物の最終処分については、原子力発電所の再稼働と併せて、国が主体となるべき問題と認識しております。

なお、放射性廃棄物の最終処分については、最終処分地の選定に関する国民理解を得た上で、誠実かつ慎重に行うよう、全国知事会や原子力発電所関係団体協議会を通じ、継続的に要望しているところであります。

問5 原発再稼働の中期の観点からの判断と、時間を区切った判断又は原発の耐久性の判断

アルプス処理水とは？

福島原発事故によって発生した高濃度放射性物質を含む汚染水のことであり、現在、福島第一原発敷地内にタンク保管されています。問題はアルプス(多核種除去設備)によっても除去できない放射性物質(トリウム、セシウム、ストロンチウム等)が含まれています。放射能汚染水であり、これを海洋に薄めて投棄しようとの計画です。



断なのか。また、現時点で女川原発を再稼働しなければ、エネルギー不足であるとの考えなのか。

答 御指摘の発言については、2030年における長期エネルギー需給見通し、いわゆる「エネルギーミックス」の実現や、2050年に向けたエネルギー転換・脱炭素化のほか、核燃料リサイクルや使用済み燃料の対策等、国家としての中長期的な要望を踏まえたエネルギー政策の見地から、原子力発電所の再稼働は判断されるべきである旨を述べたものであります。なお、現時点では、火力発電の割合を高めるなどして、電力需給を調整しているものと認識しております。

意を求められている知事としての見解はどうか。

答 一昨日、原子炉設置変更許可があった東北電力女川原子力発電所2号機の安全性については、国において責任を持って厳格な審査を行ったものと認識しておりますが、県としては、今後、新規制基準適合性審査結果の説明を、国から直接受けたいと考えております。私といたしましては、国が、原子力に関する安全対策に継続的に取り組み、責任を果たしていくことが何よりも重要であると考えております。

問8 避難計画は完璧ではないとのことだが、何が不足し、検証・改善すべきだと考えているのか。また、実効性が十分との認識のまま再稼働に同意することはあり得ないかと考えてよいのか。

答 一般に防災とは、新たに得られた知見や把握してきた実態等を踏まえて、実効性を向上すべく不断の見直しを行うべきとされております。現在、「女川地域の緊急時対応」の策定作業を通じて、原子力災害対策指針等で求められる内容に沿い、避難計画の具体化・充実化を図っているところであり、早期策定と継続的な実効性の向上に努めてまいります。

問10 指定廃棄物処理は3自治体が返上し、県も国も返上すること

答 我が国において、原子力発電事業者等に対する規制と緊急時の避難計画の整備は、それぞれ別の法体系で規定されており、IAEA(国際原子力機関)の考え方からも、この整理は適切であると考えております。避難計画については、原子力発電所の再稼働の有無に関わらず、災害対策基本法等の規定に基づき、自治体に策定が義務付けられております。我が県では、平成28年度までに、関係7市町全てにおいて避難計画が策定されており、現在、「女川地域の緊急時対応」の策定を通じて、その内容の充実に取り組んでいるところであります。

問11 海や湖、ダムなど水中の汚染土壌処理について、県の検討状況はどうか。

答 環境省では、河川・

問6 原発の在り方を含めたエネルギー政策については、国が責任を持つべきとのことだが、「責任を持つて安全」と言われない中、同

問9 適合審査の項目に避難計画が含まれないことに対する見解はどうか。また、避難計画は原発再稼働の絶対的条件だと思いが、原子力規制委員会や国における法的位

問7 知事が同意を求められている以上、安全確保をしなければならぬが、何を根拠に判断するのか。また、国が責任を持つて安全だと表明しない限り、同意しないのか。

答 現時点では、指定廃棄物の処理責任を負う国に対して、保管強化などによる安全の確保を求めているところであり、今後、具体的に国に求める内容は、しかるべき時期に市町村長会議などの場で議論し、その結果を踏まえた上で、県外への集約処理の可能性の検討も含め、できる限り早期に解決するよう、国に働きかけてまいりたいと考えております。



小僧不動の滝寒中みそぎ(一迫)

湖沼・海域において、水質、底質等の放射性セシウムのモニタリングを平成23年度から実施しており、四半期ごとに、その結果を公表しております。

底質では、検出されている地点の濃度が減少傾向で推移しており、水質では、平成26年度以降、県内の全地点で検出されておりません。

このことから、利水上の支障は発生しておらず、人の健康及び生活環境に影響を及ぼす状況にはないものと考えております。

県といたしましては、引き続き国と連携して、公共用水域の水質等の監視に取り組んでまいります。

問12 女川原発1号機廃炉について、県としてどのような法的根拠で検証し、改善を求めることができるのか。また、廃炉工程を検証すべきであり、廃炉事故時の対応は十分なのか。

〔答〕 女川原子力発電所1号機の廃炉については、原子炉等規制法に基づき、廃炉措置計画の認可を受けた後、国の監督の下で廃炉工程が進められることとなります。

現在、東北電力との安全協定に基づき、廃炉措置計画の事前協議を受けておりますが、県としては、今後の審査結果を踏まえ、安全性等について確認するほか、実際の廃炉作業の段階においては、定期的に報告を受け、各工程において必

要な確認や要請を行ってまいります。

問13 使用済核燃料は女川原発周辺に保管するのか。また、青森県六ヶ所村の施設が満杯の状況だが、放射性廃棄物処理の計画について、女川原発周辺への長期保管の有無と併せてどうか。

〔答〕 女川原子力発電所1号機の廃炉に伴う使用済燃料の取扱いについて、当面は、2号機及び3号機の使用済み燃料プールに貯蔵し、廃炉措置終了までに、再処理業者に譲り渡す旨の計画が東北電力から示されており

ます。また、廃炉に伴い発生する低レベル放射性廃棄物については、廃止措置終了までに廃棄事業者の施設に廃棄する計画になっております。

問14 女川原発は震災で外部電源4系統が失われ、

かろうじて1本の電源で冷却装置が稼働するなど運が良かっただけであり、こうした状況をまずは認めるべきだと思いませんか。

〔答〕 東日本大震災時、女川原子力発電所においては、地震の影響により外部電源が1系統となりましたが、安定した冷温停止状態にするために必要な電源は確保されていたものと認識しております。

なお、非常用ディーゼル発電機6台も動作可能な状態であったほか、停止した外部電源4系統のうち、2系統は翌日には復旧したと聞いております。

問15 震災後、基準地震動が1,000ガルに引き上げられているものの、基準地震動を超える値を震災時に計測しており、基準地震動を超えることは想定外と言えるのか。

〔答〕 東北電力においては、東日本大震災後に策定した点検・評価計画に基づき、原子炉建屋等の健全性評価を実施したところ、耐震壁にひび割れ等が見つかりましたが、構造上問題にならないことを確認しております。

また、地震観測記録を用いた解析により、建屋の初期剛性の低下が認められましたが、最終的に耐震壁が耐えられる力である終局耐力は低下しておらず、耐震安全性に問題はないことが確認されております。



春を呼ぶ 裸たるみこし (一迫)

〔答〕 基準地震動については、主に発電所敷地における地盤条件のほか、過去の地震や活断層の調査を踏まえて設定されます。

女川原子力発電所においては、東日本大震災の知見のほか、審査会合での指摘事項等を踏まえ、より厳しい条件で、最終的に7つの基準地震動を設定したものであります。その中の一つが1,000ガルとなっており

ますが、これらの設定は、原子力規制委員会の中で、妥当と評価されたことを認識しております。

問16 原子炉建屋破損の発見方法と補強内容について、補強部の耐久年数と併せてどうか。また、補強部は大地震に耐えられるのか、地震への剛性の改善内容と併せてどうか。

〔答〕 東北電力においては、東日本大震災後に策定した点検・評価計画に基づき、原子炉建屋等の健全性評価を実施したところ、耐震壁にひび割れ等が見つかりましたが、構造上問題にならないことを確認しております。

また、地震観測記録を用いた解析により、建屋の初期剛性の低下が認められましたが、最終的に耐震壁が耐えられる力である終局耐力は低下しておらず、耐震安全性に問題はないことが確認されております。

しやひび割れ箇所の補修を行ったほか、補強部を含む建屋全体について、定期的な点検や必要な補修を実施しております。

問17 女川原発2号機の新規制基準適合性について、おおむね妥当とのことだが、自信を持って安全であり絶対に大丈夫と言えない理由は何か。

〔答〕 女川原子力発電所2号機の新規制基準適合性審査において、審査会合の場では概ね妥当な検討がなされてきた旨の発言がありましたが、審査の途中段階であることから、そのような表現を行ったものと認識しております。

なお、一昨日、原子力規制委員会が公表した審査書においては、基準に「適合しているものと認められる」と記載されております。

問18 新規制基準そのものに問題はないのか。また、修正や追加が行われている現状に対する認識についてどうか。

〔答〕 新規制基準については、東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、諸外国も含めた最新の知見を参考としつつ、耐震及び津波対策の強化や、シビアアクシデント対策のほか、既設の原子力発電所への適及適用制度、いわゆるバックフィット制度などが盛り込まれております。

これは世界的にみても厳しい内容であり、基準の追加・修正により、その充実に図られていることから、安全性の向上を目指す姿勢が示されているものと認識しております。



加・修正により、その充実に図られていることから、安全性の向上を目指す姿勢が示されているものと認識しております。

問19 女川原発にコアキャッチャーが設置されない理由は何か。また、原発輸出の検討時には全て設計段階から含まれていたが、国内では設置要求しない理由はどうか。

〔答〕 新規制基準における格納容器破損防止措置については、個別の機器の設置ではなく、必要な機能

を求めていることと認識しております。

問20 コアキャッチャーを設置せず、その代替策として格納容器下部に水を張ることは、万一の時に水蒸気爆発を誘発し

ていないものですか。

コアキャッチャーとは？
炉心溶融物保持装置であり、原発事故時、炉心溶融が生じた時に、原子炉の溶融材料(炉心溶融物)をキャッチし、閉じ込めて冷却、原子炉格納容器から流出しないようにする設備。
外国へ原発輸出計画の際には、設計段階からコアキャッチャーを組み込みながら、国内原発には設計・設置されていません。



ミスバシヨウ

かねない対策と思うがどうか。

〔答〕 原子力規制委員会が行った審査においては、事故時の格納容器下部への注水による水蒸気爆発の可能性は、極めて低いと評価されているほか、水蒸気爆発が発生した場合でも、原子炉圧力容器の支持機能に影響はないことが確認されており。

〔問21〕 水蒸気爆発に関するデータについて、「脱原発県議の会」の質問に対し誠実に回答しない理由は何か。また、データが誤ったものであることについてどうか。

〔答〕 「脱原発県議の会」からの御質問については、今年7月に開催した「第22回安全性検討会」において議題とし、東北電力から改めて説明を受けた上で議論いただいております。なお、御指摘のデータに

ついては、論文に記載された数値が、そのまま引用されていることを確認しております。

〔問22〕 女川原発2号機で使用される耐圧強化ベントでは、新規制基準を上回る360テラペクレルの放射能が放出されることと判明しているが、基準不合格の機材を認める理由は何か。

〔答〕 耐圧強化ベントは、炉心損傷前に限り使用される可能性のあるものの、基本的にフィルターベントの使用が優先され、特に炉心損傷後は、フィルターベントのみが使用されることになっております。フィルターベントの機能や有効性については原子力規制委員会の審査を受けており、女川原子力発電所2号機の放出量は、約1.4テラペクレルと評価され、基準を十分に下回っております。

〔問23〕 フィルターベントの安全評価等について、目詰まりによる破損も想定されるが、実証実験を行う機関や責任の所在はどうか。

〔答〕 女川原子力発電所2号機に設置したフィルターベントはドイツ製であり、除去性能の実証実験については、メーカーがドイツの原子力安全委員会等の立ち会いの下で実施したものと聞いております。東北電力では、新規制基準への適合性の観点から、メーカーの試験結果も含め、その機能・性能について総合的な評価を行った上で採用しており、これらを踏まえ、最終的に原子力規制委員会が認められたものと認識しております。

〔問24〕 ベント手法は、住民の被曝と環境汚染、炉心損傷事故を防止できないことを前提とした危険なものであるにもかかわらず、原発を再稼働させる理由は何か。

〔答〕 ベント手法は、自治体の責務と定められておりますが、原子力災害の特殊性から、国が策定を支援することになっているほか、災害時の対応は国の原子力災害対策本部が住民避難などの重要事項の指示を行うこととされております。

〔答〕 ベント手法は、原子炉格納容器内の過度な圧力上昇に伴う炉心の破損を防止するための最終的な手段として位置づけられており、フィルターにより放射性物質の除去・低減を図った上で、大気中へ格納容器内の熱を逃がし、圧力を低減させるものであります。一昨日、原子力規制委員会が公表した審査書においても、フィルターベントの有効性が評価されておりま

〔問25〕 県主導で策定した避難計画を万全と評価しない一方、国は助言等を行うのみで責任を回避する現在の法体制をどう理解し、何を国に求めているのか。

〔答〕 避難計画の策定は、災害対策基本法等において、自治体の責務と定められておりますが、原子力災害の特殊性から、国が策定を支援することになっているほか、災害時の対応は国の原子力災害対策本部が住民避難などの重要事項の指示を行うこととされております。

〔問26〕 再稼働に当たり、不十分な避難計画との認識のまま同意するのか、万全な計画を策定するまで同意しないのか。また、不十分な計画の下、同意した場合、誰がどのような責任を取るのか。

〔答〕 女川原子力発電所2号機については、一昨日、原子力規制委員会から原子炉の設置変更が許可され、昨日、経済産業大臣から、直接電話も頂き、国の責任で再稼働を進める方針と伺いました。今後、文書により国の方針への理解確保の要請があるものと承知しております。なお、避難計画については、再稼働の有無に関わらず策定する必要があり、関係7つの市町全てにおいて、平成28年度までに策定済みとなっておりますが、現在、「女川地域の緊急時対応」の策定作業を通じて、具体化・充実化を図っているところであり、原子力防災に「終わり」や「完璧」はなく、今後とも、原子力防災訓練などを通じて継続的な検証と改善を行ってまいります。

〔問27〕 「健康影響リスク」や「人権侵害」をもたらす「放射能の生活圏への放出」を前提とした新規制基準や安全対策は、人権上容認できないと思うがどうか。

〔答〕 新規制基準はIAEA（国際原子力機関）の深層防護の考え方を基本として定められており、まずは、通常運転状態からの逸脱や重要な機器等の故障の予防策を講じた上で、炉心損傷等の重大事故への拡大を制御、防止する対策が求められています。加えて、それらの対策が万が一機能しなかった場合を想定して、重大事故対策を講じ、早期又は大量の放射性物質の放出を引き起こす可能性を十分に低くすること、その実質的な排除が要求されています。なお、100テラペクレルについては、こうした対策が十分講じられた上で、万が一重大事故が発生した場合でも、長期避難を余儀なくされる事態を避けるために定められた基準であり、「放射能の生活圏への放出」を前提としたものではありません。

〔問28〕 「核燃料サイクル」に拘泥せず、国民の理解が得られるよう丁寧な議論し、処分方法を決めるべき」とする田中原子力規制委員会前委員長の発言について、所感はどうか。

〔答〕 前委員長である田中氏の発言は、まずは再稼働した原発の安全運転に専念することや、人材育成・技術基盤の開発に投資すべき点に言及しながらも、これまで推進されてきた核燃料サイクルや使用済み燃料の処分等に関する疑問や課題について、自らの見解を述べたものであります。さらに、原子力政策の進め方について、処分方法に関する丁寧な議論や必要な電力を確保するための方策を多面的に議論し、その上で国民の判断を求め、その一つの考え方を提示したものと認識をしております。※再質問等は掲載できません。

ベントとは??

原子炉圧力容器内の圧力が急上昇した際に、内部蒸気を放出することで圧力を低下させる安全装置、調整方法といわれ、原子炉内には複数設置されるとされています。ベントを使用することは、結果として放射性物質を環境中に放出することであり、人権侵害、環境汚染を引き起こします。生活圏に放射能を放出することが許されるのです。うか。

新型コロナウイルス感染症の感染予防方法を下記で閲覧できます。

【東北医科薬科大学病院ホームページ】
<http://www.hosp.tohoku-mpu.ac.jp/info/information/2326/>

